

批評・紹介

石見清裕著

唐の北方問題と國際秩序

河上 洋

本書のあとがきに「私は、何とか唐代史を、當時の北アジア・内陸アジアの動きとからめて描き出せないものかと考えた。」とあるように、石見清裕氏は、唐と周邊民族との關係、特に唐の形成・確立にいたる政治過程において突厥をはじめとする北方民族の果たした役割、及び唐のこれらの民族への對應について精力的な發言を續けており、その成果をまとめたものが本書である。その構成をあげると、次の通りになる。

導言

第一部 唐の建國と北方問題

第一章 唐の建國と匈奴の費也頭

第二章 文武門の變前夜の突厥問題

第三章 突厥の楊正道擁立と第一帝國の解體

第四章 唐の突厥移民に對する措置

第五章 唐の内附異民族對象規定

第二部 新出土史料より見た唐代テュルク人の存在形態

第一章 開元十一年「阿史那施墓誌」

第二章 天寶三載「九姓突厥契苾李中郎墓誌」

第三章 開元十二年「阿史那毗伽特勤墓誌」

第三部 唐の朝貢規定と國際秩序

第一章 邊境州縣における朝貢使節の待遇

第二章 交雜の禁止——朝貢使節の入京途上規定——

第三章 鴻臚寺と迎賓館

第四章 蕃望について

第五章 外國使節の皇帝謁見儀式復元

第六章 外國使節の宴會儀禮

第七章 唐代外國貿易・在留外國人をめぐる諸問題

まとめ

著者はまず導言において隋唐帝國の性格を規定して、そこから導き出される問題を擧げている。それを要約すると次のようになる。秦漢帝國はそれぞれ独自の異なる諸民族・文化が統合されていわゆる「漢民族」が形成された時代であったのに對し、隋唐帝國はこの漢民族に他民族、特に北方民族の血が流れ込んで新たな文明を生み出した時代であった。従って究明されるべきは、隋唐帝國の形成に深く関わった諸民族と隋唐帝國との關係及び隋唐帝國でのあり方ということになる。

そこで第一部にならぶ論考では、北方民族の動向が唐の建國及び建國當初の政治情勢にいかに関わっていたかが論じられ、第二部では、新たに紹介された突厥人の墓誌を通じて唐に歸服した後の彼らのあり方が探られる。また、第三部においては、唐に朝貢してくる諸民族の使節に對する様々な規定や儀禮をとりあげ、それらから唐

の意圖した國際秩序を考察している。以下に、このような著者の問題意識に沿って各論考を紹介しながら、評者の氣のついた點を擧げていくことにする。

第一部の第一章「唐の建國と匈奴の費也頭」では、『新唐書』宰相世系表に見える、唐の建國者李淵の妻太穆皇后竇氏の世系を分析して次のように述べている。竇氏はもとほ紇頭陵氏を稱し、オルドス北西部に游牧生活をおくっていた匈奴の一種、費也頭種の出身であった。費也頭匈奴は北魏孝文帝の時代に臺頭し、六鎮の亂に乗じて勢力を擴大し、オルドスから一部は河西地方にも進出した。華北の戰略地理上の要地をおさえる費也頭匈奴は李淵と姻戚關係を結び、李淵が長安に入城して唐を建國する上で大きな役割を果たした。

著者は、唐王朝成立を論じる際に従來強調されてきた「關隴集團」の動向を追うだけでは不十分であるとして、竇氏を通じての匈奴の活動に着目した。竇氏が匈奴種であることは、著者の分析によって認めてよいと思う。ただ、獨孤氏がそうであるように、北魏以來の支配者層を形成した鮮卑系貴族のなかには匈奴種も混入していることは既に知られている。竇氏もその出身が匈奴種であったとしても、北魏代には既に鮮卑族に同化・貴族化していったと見られる¹⁾。さらに隋・唐を建てた楊氏・李氏とも姻戚關係を結んでいるという意味では、竇氏そのものは「關隴集團」の枠内に入ってしまう。つまり竇氏が匈奴種であるということを述べるだけでは、從來の「關隴集團」による唐の建國というストーリーに新たに付け加えることはさほど多くない。著者の提示した新しい視點としては、中國内地に同化して歴史上から姿を消してしまつたかに見える匈奴

が、その一部は隋末においてもなおオルドス方面に依然有力な游牧勢力として殘存していたこと、そしてそれらの集團に對して竇氏がなお統率力を維持しており、その活動が唐の建國にも關つたことを指摘した點にあるだろう。オルドスに匈奴の集團が殘存したことも認めてよいと思うのだが、問題はそれが唐の建國の際にどの程度の力があつたかである。著者は匈奴の果たした役割として突厥及び河西地方の群雄薛舉の牽制を想定しているが、史料上の制約でやむを得ないことと思うのだが、この點に關しての匈奴の具體的な行動が見えない憾みが殘つた。

なお著者は、竇氏が李淵の建國を支持した動機として、竇氏がかつて北周の宇文氏と姻戚關係にあり、北周が楊堅に奪われたために、楊氏に對して敵對感情を持ち續けたとしているが、單純にそうはいかないのではないか。『舊唐書』竇抗傳によれば、竇抗は隋の文帝の公主を母にもつがゆえに厚遇を受けたという。竇抗と楊氏の敵對關係は、文帝の死と煬帝の即位に際しておこつた漢王諒の反亂に關與した疑いから官爵を剝奪されて以來であつた。すなわち、竇氏も楊氏を含む他の「關隴集團」貴族と同じく互いに姻戚關係を張り巡らせ、その中でおこつた權力の交代劇の一幕に關つたと考えた方がよいのではないだろうか。

第二章の「玄武門の變前夜の突厥問題」では、玄武門の變がおこつた武徳九年が唐と突厥の關係が最も緊張した年であり、しかも事件が季節的に突厥が侵攻を活潑化させる直前の六月におこっていることに着目し、事件の背景に突厥に對して積極策を主張する李世民と消極策をとる李建成の對立があつたことを指摘している。古くは石母田正氏が七世紀の日本や朝鮮三國の場合を論じたように、國際

的危機を契機として、権力の集中を含む国内の體制の變革がおこることはいふまでもない。唐の場合も、突厥の脅威に對應するために強力な國家體制の確立が必要となり、これが李世民がクーデタをおこした要因となつた可能性は十分あると思われる。もちろん玄武門の變の背景には様々な要因があるが、その一つとして國際的契機を指摘した本稿は新たな視點を提供している。

第三章の「突厥の楊正道擁立と第一帝國の解體」では、突厥が執拗に唐初の中國に侵攻をくり返した背景には、隋から突厥可汗に嫁いだ義城公主の意圖が働いており、公主は突厥の保護のもとに煬帝の孫である楊正道を擁立して隋復興を圖つたという。さらにこのよな義城公主の對唐強硬路線は突厥の内部にもこれに反對する勢力との龜裂を生み、それが唐による離間策を受けて突厥が容易く分裂してしまつた要因の一つであるとしている。

第二章が突厥の侵攻を受けた唐側の變動を考察したものであるとすれば、第三章は侵攻する突厥の事情を中心に据えた論考といえる。これらは一連のものと言つてよく、隋の滅亡から唐の太宗代にいたる政治情勢が突厥の動向と不可分のもの、すなわち、隋の滅亡は突厥が中國に執拗に侵攻する一つの動機——隋の復興——を生み、突厥の侵攻によつて唐の内部の政治的變動——玄武門の變——が生じ、さらに突厥の對唐政策は自己の分裂を招いた、のように作用・反作用の關係として述べられている。まさに冒頭に擧げた「唐代史を、當時の北アジア・内陸アジアの動きとからめて描き出」すという著者の意圖が明確に表れた論考である。

ただ、著者が既に第三章の付記において關尾史郎氏からの批判として紹介していることなのだが、義城公主・楊正道の存在と突厥の

恆常的な脅威との關連性がそれほど強いものなのかやはり懸念を感じた。まず、突厥の中國侵攻自體は楊正道が突厥で擁立されていた時期以外でも行われている。特に楊正道の居た時期の突厥の行動が隋の復興へ向けての特別な動きを示していたかどうかは、なかなかつかみづらいところであろうかと思う。また、そもそも楊正道擁立は突厥にとつての目的なのだろうか。隋末の反亂以來多くの中國人が突厥の境内に亡命したという。『舊唐書』突厥傳に楊正道を隋王とした上で「隋人の没する者はこれに隸せしめ」とあるように、楊正道の擁立とは彼らを治めるための手段に過ぎないのではないか。

第四章の「唐の突厥遺民に對する措置」と第五章の「唐の内附異民族對象規定」では、唐に歸服した北方民族がどのような扱いを受けたかが考察される。まず第四章は、第一帝國崩壊後の突厥遺民に對して置かれた羈縻州が諸史料に見えるが、これらを整理して唐の突厥遺民統治策の變遷を次のようにあつていている。すなわち、突厥帝國崩壊直後には暫定的に北開・北寧等の州をおき、貞觀七・八年頃にいたつて塞外に定襄・雲中兩都督府下の六州と塞内の四州に整理された。しかし貞觀十三年の塞内遺民の反亂のために彼らを故地に戻し、貞觀二十三年には定襄・雲中兩府下十一州體制となり、後にはさらに單于都護府を置いてこれらを監督させた。遺民の統治に際しては突厥固有の集團の單位の保持が認められ、「左」に定襄・桑乾（定襄から分置）都督府、「右」に雲中・呼延（雲中から分置）都督府を置く體制も北方民族固有の左右分統制に對應したものであり、このような體制は單于都護府が廢止され、遺民が在地諸州の監督下におかれてからも續いた。

なお、『新唐書』食貨志に見える「四夷の降戸は、附するに寬郷

を以てし、復十年を給す。」とある記事によれば、内附者は一定年限を過ぎれば一般の州縣民と同等の扱いを受けることを示しているが、これは集團としてのまとまりを維持した突厥遺民には當てはまらないとしている。それではこのような規定はどのような者を對象としたのか、また突厥の羈縻州民を對象とした規定はないのか、が次の第五章で考察されている。

第五章では、右に擧げた『新唐書』食貨志の記事のものになった仁井田陞氏復元の唐戸令第一九條と賦役令第一六條に見える「寛郷に附貢して給復十年」の規定は、個人的あるいは少人数で降つてきて内地に移住を許された者が對象であると解釋した。これに對して北方遊牧民の羈縻州に對應する規定として著者は『大唐六典』戸部郎中員外郎條（仁井田陞氏の復元によれば賦役令第六條）を想定している。そこには銀錢を納める規定と羊を納める規定が含まれており、これらは前者が主としてソグド系内附者、後方が北方遊牧民系内附者を對象とした本來別個の二種類の規定が連記されているものであるとした。

ただ、第四章にも『大唐六典』戸部郎中員外郎條が引かれているのだが、この論考が最初に發表されたのが一九八六年であるのに對して、第五章の論考は一九九五年であり、この間に若干の解釋のずれ（あるいは進展）が見られるように思う。『六典』の記事は「凡そ諸國蕃胡の内附する者は」で始まり、結びに「凡そ内附せし後に生まるる所の子は、即ち百姓と同じにして、蕃戸たるを得ざるなり。」とあるのだが、第四章では冒頭の「蕃胡」イコール結びの「蕃戸」として、突厥降戸を「蕃戸」と解することはできないとするのみでこの條文の内容の説明はない。これに對して第五章では冒

頭の「蕃胡」に突厥などの遊牧羈縻州民及びソグド商人を含め、以下の條文に右に述べたように兩者に對する二種類の規定が連記され、最後の「蕃戸」の條文はそのうちのソグド商人あるいは第三の對象にかかるとしている。ここには内附者の二世がどのような扱いを受けるかという重要な問題を含んでおり、「蕃戸」の解釋はなお檢討の餘地を残すのではないか。

唐における内附者の扱いについては、引き続き第Ⅱ部でも考察される。ここでは三章にわたって、近年になって初めて公開された、いずれもテュルク系の「阿史那施」・「九姓突厥契苾李中郎」・「阿史那毗伽特勤」の三人の墓誌を紹介して、その解釋とともに、彼らが唐のなかでどのように存在したのかにも觸れている。その中で、第一章で採り上げた阿史那施は突厥第一帝國の可汗直系の子孫であるが、父が降附した後の唐で生まれ育ち、突厥復興後も北に歸らずに洛陽で生涯を終えた。一方第三章で採り上げた阿史那毗伽特勤は突厥第二帝國に育ち、自國の混亂を逃れて部衆を率いて唐に降つたが、彼自身が長安で暮らすことはあつても、依然として突厥人部衆を領する立場にあり、その部衆とともに對突厥戰にも活躍している。著者はここに唐代羈縻支配の實例の一つが示されていると見ている。すなわち、唐は降附した異民族を自國邊境の地におき、その首領クラスは多く長安に生活させた。このようにして唐の領域内の東北方から西南方にかけて異民族居住區をいわばベルト狀に配置し、この地帯と住民が外敵の侵入からの防衛、あるいは外敵への攻撃・攻略の際に重要な役目を果たしたとしている。

唐の邊境地帯に、降附した異民族がそれぞれの集團としてのまとまりと生業をある程度認められたままおかれたことは、羈縻政策の

一般的イメージとして認められるだろう。問題は具體的にそれはどのように運営されたのか、あるいは唐にとってどのように機能したのかであろう。著者は第一部の第四・五章で羈縻州に關する唐の統治組織や法制の面からのアプローチを行ったのだが、第二部では羈縻政策の中におかれた人々の行動を通じてその機能を論じている。著者が右に述べたところからは、新たに次のような疑問が考えられる。長安や洛陽などに居住するようになった異民族の首領クラスは、具體的にどのように唐の社會や政治組織に組み込まれていったのか。第一部でも邊境の羈縻州に對しては考察されたが、首都周邊に居住する者については言及がない。この第二部においてもそれぞれが帯びた官爵についての注釋はあるが、それが唐の組織内でのような意味をもつかについてはなお分析の餘地があるのではない。一定のシステムとも言うべきものが存在したのか。また彼らと邊境におかれた部衆との結びつきは永續的なものだろうか。降附後に生まれた阿史那施が洛陽で生涯を終えたように、内地に居住するものが貴族化していくことによって、その結びつきが希薄になることはないのか。後漢末に邊境の羌族が差別され、あるいは北魏で邊境防衛のための六鎮が見捨てられ、反亂をおこしたような問題は唐では克服されているのか。すなわち、前代に比べて唐の境域内に入った異民族への對應はどこに特色があるのか。もちろんこれらに答えるためにはここにあげた史料だけでは不充分であろうし、そもそも史料の紹介が中心であってそこまでの意圖は著者にはなかったであろうが、いつか答えてもらえたいことを期待したい。

第三部においては、朝貢使に對する諸規定に詳細な検討・注釋を加えた論考がならぶ。

第一章から第三章においては、朝貢使が唐の邊境州縣にたどり着いてから、都長安にいたって安置されるまでの過程が考察される。まず第一章「邊境州縣における朝貢使節の待遇」では、朝貢使の受け入れ窓口となる邊境官署での牒(邊牒)の作成、献上品の取り扱い、入京者の人数、慰勞使の邊州への派遣に關する規定が諸史料より拾い出され、これらを補足する史料として日本の遣唐使の歸朝報告中に見える邊州での扱いを見ている。

續く第二章「交雜の禁止」では、副題に「朝貢使節の入京途上規定」とあるように、入京使が邊州から長安にいたるまでの規定が採り上げられている。初めに『新唐書』百官志、禮部主客郎中條の記事を紹介して、驛傳の利用・通關・往復の旅費及び食糧の支給に關する規定に具體的な検討を加えている。次に『唐律疏議』中の主客式逸文に注目して、その中で朝貢使が入京途次に禁止された行爲として擧げられた「交雜」とは、私的交易だけでなく男女交渉の意も含み、機密漏洩の防止が「交雜」の禁止の背景にあることを指摘している。

第三章「鴻臚寺と迎賓館」では、長安において朝貢使を迎え入れる施設としての鴻臚客館を採り上げ、そこで行われたと考えられる儀式、すなわち皇帝の使者が外國使に對して謁見日を傳達する儀禮を『大唐開元禮』から復元し、その式次第に際しての皇帝の使者と朝貢使の位置關係から、客館の構造にも説き及んでいる。また、朝貢使の應對を擔當する部署として鴻臚寺の典客署をあげ、『大唐六典』典客令條を手がかりにその應對に關する規定のいくつかを採り上げて検討を加えている。ただ、これらの規定の多くが主客式を含む式による規定であったことが強調されているが、そのことが唐朝

の法體系の中でどのような意味をもつのか、またそれは外國使であるいは外國そのものに對する唐のどのような意識の表れなのだろうか。著者のお考えがあれば教えていただきたかったと思う。

第四章「蕃望について」では、唐朝は諸外國の君長に「蕃望」と呼ばれるランク付けを行っていたことを指摘し、それに關する『新唐書』百官志の鴻臚寺及び禮部主客郎中・『六典』鴻臚卿條に見える三種類の規定を検討した結果、それぞれ朝參の場における外國使節の席次規定・使節に對する食糧供給のランク付け・蕃望と品階の基本的な對應關係を規定したものであることを明らかにした。

著者は、蕃望が機能し始めたのは貞觀四年の突厥第一帝國崩壊直後のことであり、この時に大量に生じた内附者の授官に際してこの規定が運用されていたとしているが、果たして外國からの使者と内附者を全て同列に論じてよいものだろうか。著者の擧げた三種類の史料を見る限り、いずれも鴻臚寺及び禮部主客郎中という朝貢使への應對を職掌とする役職の項目に記されており、あくまで朝貢使に對應した規定に見える。外國からの使者とは擬制的に唐の官職を授かるにせよ、基本的に唐の枠外の存在であり、「蕃」望とはそのような者に對する規定ではないのか。それに對して内附者とは言うまでもなく唐の枠内に入ろうとするものである。特に第Ⅱ部に登場したような、長安などに居住して貴族化していくような者に對して「蕃」というレッテルを貼ったままにしておくのだろうか。そこでも述べたことだが、彼らを唐の内の秩序の中に取り込んでしまうシステムは存在しないのか。唐の國家としての性格を探る上で非常に興味深いテーマであるだけに、いまま少し検討の餘地があるのではないかと思う。

最後の二章にわたって、朝貢使に對して宮中で執り行われる儀式の復元が試みられている。第五章「外國使節の皇帝謁見儀式復元」では、『大唐開元禮』賓禮にある「蕃主奉見」及び「皇帝受蕃使表及幣」條に詳細な注釋を施し、外國の國首あるいは使者が皇帝に謁見する際の式場の設定から、當日の使者と皇帝の行動及び位置關係などの式次第までを考察・復元した。さらに第六章「外國使節の宴會儀禮」では、謁見とセットになっている唐側からの宴會について、やはり『大唐開元禮』賓禮の「皇帝宴蕃國主」及び「皇帝宴蕃國使」の検討からその式次第を復元している。

以上のように、第Ⅲ部を通讀することによって、外國使節が唐を訪れた際に邊州で受け入れられてから長安へ至って鴻臚寺に迎えられ、さらに宮中で皇帝に謁見するまでのそれぞれの場面が精細に再現され、それに關する規定を知ることができることになった。欲を言えば、著者が第一章のはじめに「そこには、當然ながら唐王朝なりの受け入れの作法があったはずであり、そしてそれを明らかにすれば、唐の外交理念や國際秩序が見て取れるはずである。」と述べているような唐の外交理念とは具體的にどのようなものか、それによって規定される國際秩序とはどのようなものか、著者なりのまとめが欲しかった。

最後に付章「唐代外國貿易・在留外國人をめぐる諸問題」はこれまでの總まとめも言うべき章であり、第Ⅰ部から第Ⅲ部まで論じてきたことをふまえて、唐代の朝貢貿易や互市の實態及び在留外國人の様々なあり方について考察を加えているのだが、結びの部分で次のように述べている。すなわち著者は、唐が貞觀四年の突厥第一帝國滅亡をきっかけに降附した突厥遺民を唐の北邊に配置し、これ

を外敵侵入の防波堤にしたことを述べた上で、この措置は後漢光武帝の建武年間に、呼韓邪單于入降に端を發する匈奴人の大量南下に對して後漢が行った措置と非常によく似ているとしてゐる。著者自身の言葉を借りれば、「後漢も唐も、異民族それ自體によるいわば防波堤を、中國北方邊境にベルト狀に形成したのである。」と。

それでは、後漢と唐との相違點は何か。著者はこれを中央政府の置かれた位置の相違から説明している。すなわち、中央政府を洛陽に置く後漢は、オールドスや西北邊にまで目が届きにくく、邊境經營が困難に陥つた結果が五胡十六國時代を招く。これは同じく洛陽に都を置いた北魏も同様であり、やがて邊境地帯から次の時代を動かす北周・隋・唐の勢力が生まれてくる。これに對して唐は長安に中央政府が置かれ、その邊境經營が功を奏したことによつて前半期の盛世を現出したという。しかしこの點についてはより突き詰めた考察が欲しかった。後漢と唐の相違が——相違があるとして——單に都の位置の違いだけで説明しきれぬものなのか。國家の構造上の變化がそこにはないのか。しかも著者自身も觸れているように、長安に都があつても唐の邊境經營が功を奏したのは前半期までであつて、武后期以降、都護府による羈縻體制は破綻を來しており、それがいかなる理由によるものなのかは、なお今後の課題として殘されている。

ここまで繰り返して同じことに不満を漏らしてきたような氣がするし、それは著者からすれば無い物ねだりであるとお叱りを受けるのではないかと危懼を抱いている。評者が意識したのは本書と同じ年に増補版が刊行された谷川道雄氏の『隋唐帝國形成史論』⁽⁴⁾である。谷川氏は、漢帝國の支配下におかれて差別された北方諸民族と漢民

族との間の矛盾が帝國崩壞の要因の一つであり、「胡漢」兩世界の統合がその後の國家の課題となつたことを指摘して、具體的に五胡の諸國・北朝における胡漢の二重體制から一元的體制への模索をあとづけている。谷川氏の原書は三十年近く前のものであるが、それが若干の増補を得て再び刊行されたように、その問題設定は今なお有效なものに思える。これに對して著者の唐と北方諸族との關係へのアプローチはあくまで對外關係史からのものであり、唐の國家構造の前身にまでは踏み込んでいない。この意味で著者の議論は谷川氏のそれと交わる所はないのかも知れない。しかしはじめにまとめたように、著者自身も導言において隋唐代とは「新たに北方から諸民族が流れ込み、それが原動力となつて新時代を作り出したもの」として、唐代史研究、とりわけ唐朝成立史研究に對する基本的な視座は、「隋唐という時代のもつ『國際性』にこそ求められるべきであり、唐という王朝のもつ『國際帝國』的な性格にこそ据えられるべきであろう。」と述べている。とすれば、新時代とはどのような點で新しいのか、「國際帝國」的性格とは具體的にどのような内容をもつのか、が説明されることが期待される。これは谷川氏の言う「胡漢の矛盾」は唐にいたつてどのような形で解消されようとしたのか、という問題にも通じるものがあると思う。國家の「國際的」性格とは、單にその領内に外國人が多數往來・居住し、官僚や武將として活躍することを言うだけでは不充分であろう。それを許す國家の構造あるいは意識を見なければならぬと思う。本書に即して言えば——または繰り返してなるが——第一部に見たような唐に内附してきた異民族に對する政策を、邊境地帯の羈縻州民だけでなく、第二部に登場した墓主のような首都周邊に居住するようになつ

た者も含めてトータルに見ていく必要があるのではないか。またそれらに對しては第Ⅰ部の法制的な面、第Ⅱ部の實際の行動面、さらには第Ⅲ部の意識の面など、様々な面からの考察が考え得る。このようなことはあるいは著者の意圖せざる所かとは思いつつも、唐朝の形成に關わる大きな議論をあまり見かけなくなつた近年において、本書はその意欲を感じさせるものであるだけに、今後の研究の展開に期待したい。

最後に、大きな議論の方ばかりを強調して、個々の細かい議論において、多岐にわたる著者の考察の全てには觸れることができなかった。また評者の淺薄な知識のための誤解、あるいは當然與えらるべき部分への正當な評價がなされなかつた點が多々あるうかと思ふ。著者の御寛恕を乞う次第である。

註

(1) 例えば内田吟風氏は「五胡亂及び北魏時代の匈奴」(『北アシア史研究 匈奴篇』同朋舎 一九七五年)で匈奴の獨孤部をとりあげて、北魏時代に鮮卑拓跋部と密接な關係を結び、さらに中國貴族化していったことを述べており、その他に匈奴部族君長の貴族化した一例として竇氏も擧げている。

(2) 内田氏も、北朝でも胡俗をある程度維持した匈奴族の存在を認めるものの、その論究は隋唐代にまでは及んでおらず、ただそれらが「ようやく隋唐にいたつて中國社會内に融合して行つたものと解されるのである。」とするのみで、具體的な記述はない(『北朝政局に於ける鮮卑・匈奴等諸北族系貴族の地位』内田吟風前掲書)。

(3) 石母田正『日本の古代國家』(岩波書店 一九七一年)。

(4) 谷川道雄『隋唐帝國形成史論』(筑摩書房 一九七一年) 増補一九九八年)。

一九九八年二月 東京 汲古書院
A5判 五六五十二六頁 一四〇〇〇圓